

平成27年5月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ワ)第137号 表現の自由及び参政権侵害事件

口頭弁論終結日 平成27年2月25日

判 決

宮崎県延岡市北川町長井4940

原 告 岩 崎 信

宮崎県延岡市東本小路2番地1

被 告 延 岡 市

同 代 表 者 市 長 首 藤 正 治

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 山 下 秀 樹

同 殿 所 哲 介

同 笹 田 雄 介

同 指 定 代 理 人 松 田 康 寿

同 磯 田 昌 宏

同 重 黒 木 康 恵

同 齋 藤 章 二

同 河 野 修

同 宮 田 喜 夫

同 丸 山 奈 緒 美

同 吉 田 哲 也

同 伊 東 祐 一 郎

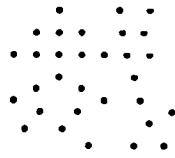
同 黒 木 恵 美

同 戸 高 智 穂

同 田 畑 由 紀

同 長 友 彦

同 吉 田 等



同 三 浦 健
主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

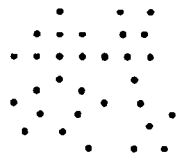
事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成25年11月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、宮崎県延岡市に在住する原告が、被告に対し、
 - (1) 延岡市情報公開条例（平成11年12月22日条例第25号。以下「本件条例」という。）に基づき、情報公開請求を行ったところ、不開示決定、一部不開示決定及び期間延長決定を受けたこと
 - (2) 被告職員が延岡市議会の議案書の配付等をしなかったこと
 - (3) 被告職員が書面での情報公開請求を求めたこと
 - (4) 被告職員が原告提出の「請願書」と題する書面を陳情書として処理したと
 - (5) 被告職員が原告提出の「請願書」と題する書面の表紙を破棄したこと
 - (6) 被告職員が原告提出の「請願書」と題する書面の表題を陳情書に変更しなければ受け付けない旨告知したこと
 - (7) 被告職員が原告提出の「請願書」と題する書面の受理番号を通知しなかったこと
 - (8) 被告職員が書面の請願書を持参して提出するよう求めたこと
 - (9) 被告職員が原告提出の「請願書」と題する書面の添付書面を破棄したこと
 - (10) 延岡市議会が原告提出の陳情を採決しなかったこと
 - (11) 被告が意見公募に対し原告が寄せた意見についての意見を示さないこと



(12) 延岡市議会が原告提出の「議案書」と題する書面を採決しなかったことがいずれも違憲，違法であると主張して，国家賠償法1条1項又は民法709条に基づき，損害賠償金の一部である100万円及びこれに対する平成25年11月16日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いが無いが，後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）（以下，年月日の記載は全て平成25年のことである。）

(1) 原告は，宮崎県延岡市の住民である。

(2) 本件条例は，大要，別紙1のとおり規定されている（乙1）。

(3) 公文書の開示請求等について

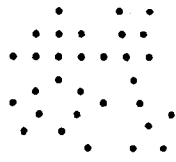
原告は，本件条例に基づき，別紙2記載の「情報公開請求」欄記載の各請求日に，各実施機関の長に対し，各対象文書欄記載の文書の開示を求めたところ（以下，原告による各開示請求を別紙2の開示請求略称欄記載のとおり「本件開示請求1」などという。），各実施機関の長は，「行政による処分」欄記載の各決定日に，各対象文書について，各決定を行い，それぞれ，その頃，決定内容を原告に通知した（以下，実施機関の長による不開示決定，一部不開示決定及び期間延長決定を別紙2の決定略称のとおり「本件不開示決定1」などという。）。

(4) 議案書配付等の要求について

原告は，2月24日，被告議会議長及び被告市長（以下「市長」という。）に対し，同月26日から開かれる第11回被告議会定例会会議に提出される議案書のホームページでの公開，電子メール又は郵送による原告への配付を求めたが，被告職員はこれを拒否した。

(5) 書面による開示請求を求める補正要求について

原告は，3月17日，被告総務部総務課に対し，電子メールで行政文書開



示請求書を送信したところ、市長は、同月21日付けで、原告に対し、電磁的記録は書面に該当しないため、書面の開示請求書の提出を求める補正要求を行い、その頃、これを原告に通知した。その後も原告がファックス及び開示請求書を添付した電子メールでの開示請求をしたところ、被告職員は、前同様の補正要求を行った（以下、上記各補正要求を「本件補正要求」という。）。

(6) 「請願書」と題する書面の提出について

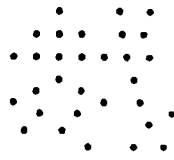
ア 原告は、3月4日、被告議会議長に対し、表題に「請願書」と表記した書面5通（以下「本件書面」という。）を電子メールに添付して送信し、併せて、受理番号を通知するよう求めた。

イ 被告議会職員は、同日、原告に対し、原告から送付を受けた本件書面は、議員の紹介という地方自治法124条が定める請願書提出の要件をみたしていないこと、請願書としての提出ができない場合でも文章中の文言を「陳情」に改めれば陳情書として提出も可能であることなどを伝える電子メールを送信した。

ウ 原告は、同月5日、被告議会事務局に対し、本件書面が請願書として受理されることを第1希望とし、陳情書又はこれに類するものとして受理されることを第2希望とする旨の電子メールを送信した上、表題に「陳情書」と記載した表紙を持参し、それらを本件書面の表紙の下に重ねて提出したところ、被告議会事務局職員は、本件書面を陳情書として受理した。

(7) 「請願書」と題する書面の別紙について

ア (6)アのとおり原告が提出した本件書面のうちの1通は、件名「意見公募手続条例の制定を求める」であり、別紙1として「意見公募手続条例案」、別紙2として「意見公募手続条例案説明書」（以下「本件説明書」という。）が添付されており、陳情第17号「意見公募手続条例の制定を求める陳情」として受理された。



イ 陳情第17号は、3月14日、第11回被告議会定例会における総務財政委員会において不採択となった(乙29)。

ウ その後、原告は、議会運営委員会議事録を閲覧したが、陳情第17号には本件説明書が添付されていなかった。

(8) 陳情第13号、同第14号について

ア 原告は、3月5日、陳情第13号、同第14号を提出した。

イ 3月6日、議会運営委員会(第20回)が開催され、陳情第13号、同第14号を議会基本条例制定特別委員会に付託することが決定された(乙16)。

ウ 3月8日、議会基本条例制定特別委員会が開催され、陳情第13号、同第14号が審査され、いずれも不採択となった(乙17, 37, 38)。

エ 3月21日、議会運営委員会(第25回)が開催され、陳情第13号、同第14号に関する本会議での処理の方法について、関連する「議案第121号延岡市議会基本条例の制定」(以下「議案第121号」という。)が可決されれば不採択とみなす「みなし不採択」によることが決定された(乙20)。

オ 第11回被告議会定例会において、議案第121号が可決されたため、陳情第13号、同第14号は不採択とされ、採決されなかった。

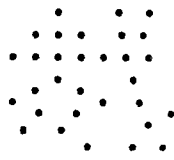
(9) 意見公募結果の公表について

ア 被告議会議長は、1月16日、被告ホームページ上に「延岡市議会基本条例(案)のパブリックコメント(意見募集)」と題する記事を掲載し、原告は、これに対する意見書(以下「本件意見書」という。)を提出した。

イ 被告議会は、3月11日、被告ホームページ上にアの意見募集の結果を公表したが、本件意見書に対して個別に意見を示すことはなかった。

(10) 「議案書」と題する書面について

ア 原告は、9月10日、被告議会議長に対し、「議案書」と題する書面6



通（以下「本件議案書」という。）を提出したところ、被告職員は、原告に対し、本件議案書の記載内容から請願書として処理することは難しいと伝えたが、原告は、受領印を押すことなどを求め、本件議案書が受け付けられた。

イ 9月24日、第16回被告議会が閉会したが、本件議案書は採決されなかった。

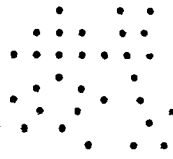
3 争点1 本件不開示決定1が違憲、違法か

（原告の主張）

- (1) 本件開示請求1に係る対象文書が不存在であるとして本件不開示決定1がなされたが、各議員の議案に対する賛否に関する情報は、市民が選挙の際に議員として再選させるにふさわしいかどうかを判断するために不可欠な情報であるから、不存在ということはない。
- (2) 公文書の開示請求に対しては、開示請求により求められている情報が存在するか否かで判断しなければならず、被告は、本件条例の目的に従って、被告が保有する情報を整理して市民に提供する義務がある。
- (3) 本件不開示決定1は、表現の自由、参政権を侵害し、市民的及び政治的権利に関する国際規約25条、民法1条、本件条例5条、延岡市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）1条、2条3号、5条、13条3項、延岡市議会政治倫理綱領（以下「議会政治倫理綱領」という。）1条に反する違法行為である。

（被告の主張）

- (1) 本件開示請求1に係る文書は存在しない。議決時の各議員の賛否に関する情報を記録することを義務付ける法令の規定はなく、当該情報を記録する義務はないため、被告が当然保有しなければならない情報には当たらない。
- (2) 本件条例2条2項が定める行政文書の定義によれば、被告には、開示請求時点で保有していない行政文書を開示請求に応じるために作成する義務はな



い。

- (3) 本件不開示決定1は違憲違法でなく、原告の何らの権利を侵害するものでもない。

4 争点2 本件不開示決定2が違憲、違法か

(原告の主張)

- (1) 本件開示請求2に係る対象文書が不存在であるとして本件不開示決定2がなされたが、対象文書は当然保有されていなければならないものである。
- (2) 被告は、本件条例の目的に従って、当然保有する情報を整理して市民に提供する義務がある。
- (3) 本件不開示決定2は、表現の自由、参政権を侵害し、本件条例1条、議会基本条例7条、信義則、公序良俗に反する違法行為である。

(被告の主張)

被告議会議長は、本件開示請求2に係る文書を保有していないため不開示決定をしたに過ぎず、また、保有すべき義務もないため、本件不開示決定2は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。

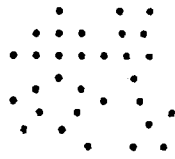
5 争点3 本件一部不開示決定3が違憲、違法か

(原告の主張)

- (1) 区長連絡協議会は、延岡市市政連絡員の会であり、公の会であり、被告は、延岡市市政連絡員に対して毎年継続的に多額の補助金、報酬を支出しているから、その会の理事会が原則非公開で、議事録が不開示情報になることはあり得ない。
- (2) 本件一部不開示決定3は、表現の自由、参政権を侵害し、本件条例5条2号イに反する違法行為である。

(被告の主張)

- (1) 区長連絡協議会は、延岡市市政連絡員の会ではなく、任意団体である自治会(区)において任意に選出された代表者によって自主的に組織された任意



団体であり、被告とは別の団体である。区長連絡協議会の理事会は原則非公開で行われ、理事会の会議録も公表されていない。被告は、かかる状況において、住民の意見を市政に反映させるため、同協議会理事会の会議内容について任意に提供を受けたものである。

- (2) 本件条例5条2号イに該当するとしてなされた本件一部不開示決定3は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。

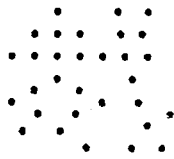
6 争点4 本件不開示決定4が違憲、違法か

(原告の主張)

- (1) 本件開示請求4に係る対象文書が不存在であるとして本件不開示決定4がなされたが、対象文書は存在する。開示請求日から起算して15日以内に入手可能となることが予想される情報は不存在とされてはならない。
- (2) 被告が本件不開示決定4の決裁後に該当文書を取得したのであれば、開示決定を訂正し、追って開示すべきであった。
- (3) 本件不開示決定4は、表現の自由、参政権を侵害し、民法1条、地方公務員法30条、延岡市職員倫理規定3条1項4号、6号、本件条例5条に反する違法行為である。

(被告の主張)

- (1) 被告が区長連絡協議会の総会資料を取得するのは、同総会開催時ではなく、後日、区長連絡協議会から補助金申請の添付資料として提出を受けたときであり、したがって、開示請求日から15日以内に総会が開催されるとしても、総会資料が15日以内に入手可能となるものではない。
- (2) 本件条例10条1項は、文書の開示・不開示を判断する期限を規定し、開示請求に係る文書を取得して開示する義務を規定するものではない。被告は、対象文書を保有していなかったため、不存在であるとして本件不開示決定4をしたに過ぎず、同決定は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。
- (3) なお、本件不開示決定4の決裁は、5月27日午前になされ、被告は、同



日午後、本件開示請求4に係る文書を保有するに至った。そのため、原告に対しては、同月30日、新たに同文書の開示請求をすれば開示対象となる旨の説明を行ったが、原告から新たに開示請求はなかった。

7 争点5 本件不開示決定5が違憲、違法か

(原告の主張)

- (1) 本件開示請求5に係る文書は、被告が対価を支払って使用するシステムに関するものであり、市民に対し、その閲覧を妨げる合理的理由は存在せず、本件条例5条2号アに該当しない。また、製造業者が開示に反対の意思を表明したことを証する書面は存在しない。
- (2) 本件不開示決定5は、表現の自由、参政権、行政監査権を侵害し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、本件条例5条に反する違法行為である。

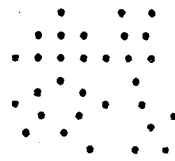
(被告の主張)

- (1) ホームページ自動更新システムは、株式会社宮崎県ソフトウェアセンター(以下「宮崎県ソフトウェアセンター」という。)の製品であり、その操作手順書である本件開示請求5に係る文書を公にすることにより製造業者の権利、利益を害するおそれがあるため、本件条例5条2号アに該当するとして開示しなかったものである。
- (2) 本件不開示決定5は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。

8 争点6 本件一部不開示決定6が違憲、違法か

(原告の主張)

- (1) 本件一部不開示決定6は、市道整備事業の土地購入費及び立竹木移転補償費等を不開示としているが、市の支出に関する情報は、支出先が個人であるか否かに関わらず、いかなる理由によっても不開示にはできない。また、公共用地の取得価額は、公金の支出に関わる情報であり、地方自治法242条により住民監査請求ができることとなっており、市民の監査にさらされなけ



ればならない。

- (2) 本件一部不開示決定6は、表現の自由、参政権、住民監査請求権を侵害し、本件条例5条1号に反する違法行為である。

(被告の主張)

- (1) 本件開示請求6に係る文書のうち、土地購入費及び立竹木移転補償費の金額は、個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本件条例5条1号の非開示情報に当たるとして不開示としたものである。
- (2) 本件一部不開示決定6は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。

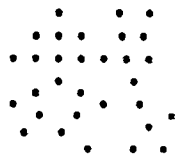
9 争点7 本件不開示決定7が違憲、違法か

(原告の主張)

- (1) 本件開示請求7に係る文書は、被告が対価を支払って使用するシステムに関するものであり、市民に対し、その閲覧を妨げる合理的理由は存在せず、本件条例5条2号アに該当しない。一般に、販売されている商品のマニュアルは公開を前提としており、公開を望まない業者は被告と契約する資格はない。また、製造業者が開示に反対の意思を表明したことを証する書面は存在しない。
- (2) 本件不開示決定7は、表現の自由、参政権を侵害し、本件条例5条に反する違法行為である。

(被告の主張)

- (1) 本件開示請求7に係る文書に記録されている情報は、システム開発業者である日本電気株式会社宮崎支店（以下「日本電気」という。）の著作物であり、公にすることにより、日本電気の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本件条例5条2号アに該当するとして不開示としたものである。
- (2) 本件不開示決定7は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。



10 争点8 本件一部不開示決定8が違憲，違法か

(原告の主張)

- (1) 被告は，宮崎県ソフトウェアセンターに出資し，株式を保有しているため，同センターの株主総会資料を市民が閲覧できない理由はない。会社法318条，商業登記法10条の規定によれば，本件一部不開示決定8に係る不開示部分は，「法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」（本件条例5条1号ア）に当たる。
- (2) 本件一部不開示決定8は，表現の自由，参政権を侵害する違法行為である。

(被告の主張)

- (1) 本件開示請求8に係る文書中，法人の情報については本件条例5条2号に，役員等個人の情報については同条1号に該当するとして不開示とした。
- (2) 株主総会議事録の閲覧又は謄写ができるのは，会社の株主及び債権者であること（会社法318条1項，4項），何人も登記事項証明書の交付請求ができるが（商業登記法10条1項），株主総会議事録は登記に記載されるものでないことからすると，本件開示請求8に係る文書は，本件条例5条1号アに当たらない。
- (3) 本件一部不開示決定8は適法で，原告に対する何らの権利侵害もない。

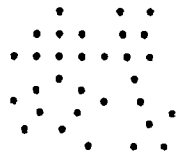
11 争点9 本件期間延長決定9が違憲，違法か

(原告の主張)

- (1) 被告は，非開示情報に該当する情報が全くないことが明白であったのに，第三者の意見を聴くとして開示決定を30日間遅延させた。
- (2) 本件期間延長決定9は，表現の自由，参政権を侵害し，本件条例10条1項に反する違法行為である。

(被告の主張)

- (1) 本件開示請求9に係る文書は，宮崎県ソフトウェアセンターが作成し，被告が保有するに至ったものであるから，被告以外の第三者に関する情報が記



録されており、非開示情報が全くないことが明白な文書ではない。被告は、本件条例13条1項に基づき、宮崎県ソフトウェアセンターに意見書提出の機会を与えるため、本件条例10条2項前段に基づき、開示決定等の期間の延長決定をした。

(2) 本件期間延長決定9は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。

1.2 争点10 本件一部不開示決定10が違憲、違法か

(原告の主張)

(1) 本件一部不開示決定10は、図書館長の給与の額等を不開示とするが、職業安定法5条の3並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)7条によれば、図書館長の給与は個人情報に該当せず、本件条例5条1号アが規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たる。

(2) 本件一部不開示決定10は、表現の自由、参政権、地方自治法242条が規定する住民監査請求権を侵害し、地方公務員法13条、15条、地方自治法2条14項、234条、地方財政法4条1項、本件条例5条1号ア、延岡市契約規則21条に反する違法行為である。

(被告の主張)

(1) 本件開示請求10に係る文書中、個人の収入に関する情報は、一般人を基準として知られたくない情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、本件条例5条1号に該当するとして非開示とした。

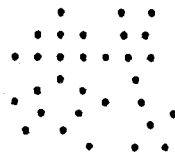
(2) 本件一部不開示決定10は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。

1.3 争点11 本件期間延長決定11が違憲、違法か

(原告の主張)

(1) 被告は、非開示情報が全くないことが明白であったのに、開示決定を30日間遅延させた。

(2) 本件期間延長決定11は、表現の自由、参政権を侵害し、本件条例10条



1項に反する違法行為である。

(被告の主張)

- (1) 本件開示請求11に係る文書には、実施機関内部の検討に関する情報等が記録されているため、開示決定等の判断に当たっては、事業の所管課だけでなく、企画担当課や財政担当課等市全体の予算編成に関与する課を含めた検討を要すると判断し、本件条例10条2項前段に基づき期間延長決定をした。
- (2) 本件期間延長決定11は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。

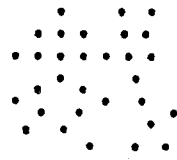
1.4 争点1.2 本件開示決定1.2及び本件追加開示決定1.2が違憲、違法か

(原告の主張)

- (1) 被告は、本件開示請求11に対し全部開示とする本件開示決定1.2をしたが、これにより開示された文書は、原告が求めるもの全てではなかった。その後原告が審査請求を行ったところ、本件追加開示決定1.2がなされた。
- (2) 本件開示決定1.2は過小開示であり、本件追加開示決定1.2は遅延した決定であって、表現の自由、参政権を侵害し、信義則、本件条例5条に反する違法行為である。

(被告の主張)

- (1) 被告職員は、本件開示請求11に係る開示請求書に「図書館の：平成25年度予算要望に関する資料、平成25年度予算事業計画書等」と記載されていたことから、対象文書を事業計画書に特定して本件開示決定1.2をしたものであり、違法はない。原告が「翌年度当初見積書」「翌年度予算要求作成資料」のフォルダー内の文書の開示を求めていたのであれば、当初から開示を求める文書を具体的に記載するべきであった。被告は、原告に対し、本件開示決定1.2に基づき事業計画書を開示した際、原告から追加の開示を求められ、開示期間の延長期間内に本件追加開示決定1.2を行っており、原告は、開示を求めていた文書の閲覧を行っている。
- (2) 本件開示決定1.2及び本件追加開示決定1.2は適法で、原告に対する何ら



の権利侵害もない。

1 5 争点 1 3 本件開示決定 1 3 が違憲、違法か

(原告の主張)

- (1) 被告は、当初、本件開示請求 1 3 に係る文書は不存在であるとして不開示決定を行いながら、その後原告が行った審査請求に対し、当該文書の存在を認めて開示決定をした。
- (2) 本件開示決定 1 3 は、違法に開示日を遅延した不誠実な隠微工作であり、表現の自由、参政権を侵害し、民法 1 条に反する違法行為である。

(被告の主張)

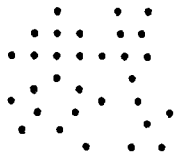
- (1) 本件開示請求 1 3 に係る開示請求書に「図書館の」との記載があったため、担当課の図書館に文書の存在を確認したところ、図書館を所管する教育委員会では保有していない文書であったため、不開示決定を行った。その後、原告から審査請求がなされ、原告と面談した結果、原告が開示を求める文書として会計課保有の文書が該当することが判明したため、本件開示決定 1 3 に至った。
- (2) 本件開示決定 1 3 は前記のような経緯でされたものであるから、当初の開示請求から一定期間経過した後でなされたとしても違法はなく、原告に対する何らの権利侵害もない。

1 6 争点 1 4 本件不開示決定 1 4 が違憲、違法か

(原告の主張)

- (1) 本件開示請求 1 4 に係る対象文書が不存在であるとして本件不開示決定 1 4 がなされたが、対象文書は、被告庁舎内に存在し、被告職員によって管理されており、不存在とはいえない。
- (2) 本件不開示決定 1 4 は、表現の自由、参政権を侵害し、憲法 1 4 条に反する違法行為である。

(被告の主張)



- (1) 本件開示請求14に係る文書は、物理的には被告庁舎内に存在するものの、被告とは別の法人が保有する文書であり、被告の実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものではないため、本件条例2条2号が規定する行政文書に当たらない。
- (2) 本件不開示決定14は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。

17 争点15 本件不開示決定15が違憲、違法か

(原告の主張)

- (1) 本件開示請求15に係る対象文書が不存在であるとして本件不開示決定15がなされたが、議会閉会后2週間以上経過して議事録が作成されていないのは、市民に対する報告義務違反、市民主権違反であり、民法1条、議会基本条例1条、2条3号、5条、議会政治倫理綱領1条、本件条例5条に反する。地方自治法115条、議会基本条例7条により、被告議会の議事録は、常時閲覧可能でなければならない。
- (2) 本件不開示決定15は、表現の自由、参政権を侵害する違法行為である。

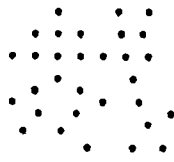
(被告の主張)

- (1) 被告議会は、開示請求時及び開示決定時において、本件開示請求15に係る文書を保有していない。議事録作成に当たっては、議事を録音したものを業者に送り、書き起こし及び校正作業を経るため、議会閉会から2週間が経過した時点で議事録が存在しないからといって、違法ではない。
- (2) 本件不開示決定15は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。

18 争点16 被告職員が原告に被告議会の議案書の配付等をしなかったことが違憲、違法か (前提事実(4)関連)

(原告の主張)

市民に対して議案書を配布するのは被告の当然の義務であるところ、被告職員が原告に議案書を配付しなかったことは、憲法上の市民主権、表現の自由、参政権を侵害し、民法1条、地方自治法115条の会議公開原則、議会基本条



例 1 条, 2 条 3 号, 5 条, 7 条, 議会政治倫理綱領 1 条, 市民に対する報告義務に反する違法行為である。

(被告の主張)

議案書を市民個人に配布すべき法律上の義務はない上, 被告議会本会議は公開しており誰でも傍聴できるため, 原告に議案書を配付しなかったことが地方自治法 115 条等に反することはなく, 原告に対する何らの権利侵害もない。

19 争点 17 被告職員による本件補正要求が違憲, 違法か (前提事実(5)関連)

(原告の主張)

電子メールは書面であるのに, 書面による開示請求書の提出を求める本件補正要求は, 表現の自由, 憲法 13 条が規定する自由及び幸福追求権, 選択の自由及び参政権を侵害し, 民法 1 条, 97 条, 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (以下「IT 基本法」という。) 1 条, 3 条, 5 条, 6 条, 11 条, 16 条, 20 条に反する違法行為である。

(被告の主張)

- (1) 情報公開制度は本件条例の制定により創設された制度であり, その手続等制度の運用については, 同条例の範囲内で被告に合理的な裁量が認められるところ, 被告は, 原告に対し, 開示請求に当たって必要事項を記載した書面の提出を求める本件条例 4 条 1 項に基づき, 同条 2 項の補正要求を行った。
- (2) 本件補正要求は適法で, 原告に対する何らの権利侵害もない。

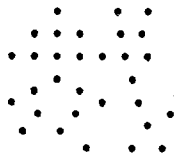
20 争点 18 被告職員が本件書面を陳情書として処理したことが違憲, 違法か (前提事実(6)関連)

(原告の主張)

本件書面が請願書として処理されなかったことは, 憲法 16 条に反する違法行為である。

(被告の主張)

被告職員は, 本件書面が, 請願書の記載要件, 地方自治法 124 条が定める



提出の要件をみたしていないため、陳情書として処理したに過ぎず、被告職員
の対応は適法で、原告に対する何らの権利侵害もない。

2 1 争点 1 9 本件書面の表紙に関する被告職員への対応が違憲、違法か（前提
事実(6)関連）

（原告の主張）

被告職員は、原告が提出した本件書面の表紙を破棄しており、これは表現の
自由、思想良心の自由を侵害し、人間の尊厳の冒瀆であり、公文書偽造罪（刑
法 1 5 5 条）に当たる違法行為である。表紙が取り外され、別途保管されてい
ても同様である。

（被告の主張）

被告職員は、本件書面が請願の要件をみたしていなかったため、原告が持参
した「陳情書」と記載された書面を表紙として扱い、本件書面を陳情書として
受理することとし、「請願書」と表記された表紙を取り外して別途保管してお
り、破棄していない。

2 2 争点 2 0 被告職員が本件書面の表題を陳情書に変更しなければ受け付け
ない旨を告知したことが違憲、違法か（前提事実(6)関連）

（原告の主張）

被告職員への対応は、自由を奪い、義務のないことを行わせ、請願権、表現の
自由、参政権の行使を妨害する違法行為である。

（被告の主張）

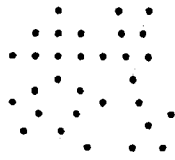
争う。

2 3 争点 2 1 被告職員が本件書面の受理番号を通知しなかったことが違憲、
違法か（前提事実(6)関連）

（原告の主張）

被告職員が受理番号を通知しなかったことは信義則違反である。

（被告の主張）



争う。

2 4 争点 2 2 被告職員が書面の請願書を持参して提出するよう求めたことが違憲，違法か（前提事実(6)関連）

（原告の主張）

被告職員への対応は，強要罪（刑法 2 2 3 条 1 項）に当たり，IT 基本法の趣旨に反する違法行為である。

（被告の主張）

争う。

2 5 争点 2 3 原告提出の本件説明書に関する被告職員への対応が違憲，違法か（前提事実(7)関連）

（原告の主張）

(1) 被告職員は，本件説明書を破棄しており，公文書偽造罪（刑法 1 5 5 条）に該当する。また，本件説明書は「意見公募手続条例の制定を求める」請願書と一体の文書であるから，仮に分離保管されているとしても，公文書の改ざん，検閲である。

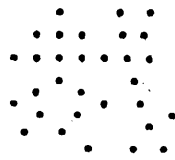
(2) 本件説明書に関する被告職員への対応は，表現の自由，個人の尊厳，参政権を侵害する違法行為である。

（被告の主張）

陳情第 1 7 号は，意見公募手続条例の制定を求める陳情であったため，総務財政委員会に付託することが予定されており，議会運営委員会はその内容について審議するものではないから，議会運営委員会議事録に本件説明書が添付されていないのは当然である。被告職員は，本件説明書を破棄しておらず，別途保管しており，違憲，違法ではなく，原告に対する何らの権利侵害もない。

2 6 争点 2 4 陳情第 1 3 号，同第 1 4 号が被告議会本会議で採決されなかったことなどが違憲，違法か（前提事実(8)関連）

（原告の主張）



陳情第13号、同第14号を被告議会の本会議において採決しなかったこと、議案第121号の採決前に上記各陳情に伴う質疑、討論を議員全員に対して求めなかったことは、原告の提出議案を差別的に取り扱うもので、憲法13条、14条、31条に反し、表現の自由、個人の尊厳、参政権を侵害し、信義則、公序良俗、民主主義の基本原則、会議の適正手続に反する違法行為であり、また、債務不履行である。

(被告の主張)

- (1) 陳情第13号、同第14号は、議会運営委員会において審査され、本会議において議案第121号が可決された場合、みなし不採択による処理を行うこととされたところ、本会議で同議案が可決されたため不採択とされた。
- (2) 被告議会は、陳情第13号、同第14号を適切な手続で取り扱っており、違憲、違法ではなく、また、原告との間に債権債務関係は存在しない。

27 争点25 被告が本件意見書に対し原告が寄せた意見についての意見を示さないことが違憲、違法か(前提事実(9)関連)

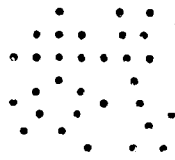
(原告の主張)

意見を公募するということは、提出された意見に対して応答する義務を伴うにもかかわらず、被告が公表した意見公募に関する結果には、原告提出の意見に対する意見が全く示されていなかった。これは、表現の自由、個人の尊厳、参政権を侵害し、民法1条、90条、415条、行政手続法42条、43条に反する違法行為である。

(被告の主張)

意見公募の結果を公表するに際してどのように公表するかは、被告に裁量があり、意見の一項目ずつについて個別に意見を述べる義務はない。被告の行為は違憲、違法ではなく、原告に対する何らの権利侵害もない。

28 争点26 被告議会在本件議案書を採決しなかったことが違憲、違法か(前提事実(10)関連)



(原告の主張)

被告議会が本件議案書を採決しなかったのは、憲法14条に反して原告の提出議案を差別的に取り扱うものであり、表現の自由、個人の尊厳、参政権を侵害し、憲法16条、請願法5条、議会基本条例5条3項、13条、延岡市議会会議規則（以下「議会会議規則」という。）140条に反する違法行為であり、また、債務不履行である。

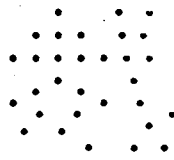
(被告の主張)

- (1) 地方公共団体の議会に議案を提出する権限があるのは、普通地方公共団体の長（地方自治法149条1号）、議会の議員（同法112条1項）及び議会の委員会（同法109条6項）のみであり、原告に議案提出権限はない。また、本件議案書は、請願書提出の要件をみたさず、陳情は法的には受理義務や誠実な処理義務はない事実上の行為である。
- (2) 本件議案書を採決しなかったことは何ら違憲、違法ではなく、債務不履行でもない。

29 争点27（損害）

(原告の主張)

- (1) 争点1～15、18～22に係る各不法行為により原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、各10万円を下らない。
- (2) 争点16に係る不法行為により原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、20万円を下らない。
- (3) 争点17、23～26に係る各不法行為により原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、各30万円を下らない。
- (4) 争点22に係る不法行為により、原告は、労務時間費用2万円、交通費（ガソリン代）450円及び印刷費470円を支出し、合計2万920円の損害を被った。
- (5) その他、全不法行為に係る自由及び権利回復のための費用として、原告は、



168万0150円の損害を被った。

(被告の主張)

いずれも否認する。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件不開示決定1が違憲, 違法か) について

(1) 前提事実, 後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

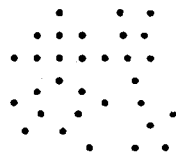
ア 原告は, 4月15日, 延岡市議会議長 (以下「被告議会議長」という。) に対し, 本件条例に基づき, 「平成24年度分: 全議案に関する議決結果の賛否一覧表を作成するための資料, 議決の際に, どの議員が賛成し, どの議員が反対したかがわかる資料」の開示を求めたところ (本件開示請求1), 被告議会議長は, 同月25日付けで, 本件開示請求1に係る文書を保有していないとして, 不開示決定をし (甲4, 本件不開示決定1), その頃, これを原告に通知した。

イ 原告は, 5月8日頃, 本件不開示決定1に対して異議申立てをしたが (甲3), 延岡市情報公開審査会 (以下「情報公開審査会」という。) は, 被告議会議長の諮問に対し, 7月3日付けで, 本件不開示決定1は妥当であるとの答申を行った (乙4)。

ウ 被告議会においては, 評決は, 簡易評決や起立評決の方法で行っており, 議案に関する個々の議員の賛否の状況は記録されていない (乙4)。

(2) 本件条例2条2号は, 本件条例により開示の対象となる行政文書について, 実施機関の職員が職務上作成し, 又は取得した文書等であって, 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして, 当該実施機関が保有しているものという規定している。

本件開示請求1は, 被告議会において議案を評決する際の各議員の賛否を明らかにする文書の開示を求めたものと解されるところ, 上記のとおり, 被



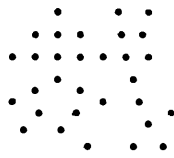
告議会においては、個々の議員の賛否を記録した文書を作成していないから、本件開示請求1に係る文書は不存在であると認められる。

- (3) 原告は、被告議会は、本件条例の目的に従って、保有する情報を整理して市民に提供する義務があると主張するが、上記のとおり、本件条例により開示の対象となるのは、実施機関の保有する文書等であるから、被告議会が原告の主張するような義務を負っていると解することはできない。
- (4) また、原告は、被告議会は、議案についての議員賛否情報を記録する使命を負っているなどと主張する。被告議会に関する基本的事項を定めた議会基本条例13条3項は、「議会は、重要な議案に対する議員の賛否の表明について、議会広報紙等により市民に公表するよう努めるものとする。」と規定しているところ(乙3)、これはあくまで努力規定であり、全ての議案に対する議員の賛否の表明の記録が義務付けられているものではない。そして、原告が主張するその他の法令によっても、被告議会が議案に対する議員の賛否の表明を記録する義務を負っていると解することはできない。
- (5) 以上によれば、対象文書が不存在であるとしてなされた本件不開示決定1が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

2 争点2(本件不開示決定2が違憲、違法か)について

- (1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、4月11日、被告議会議長に対し、本件条例に基づき、「議会基本条例制定特別委員会内、作業部会記録」の開示を求めたところ(本件開示請求2)、被告議会議長は、同月25日付けで、本件開示請求2に係る文書を保有していないとして、不開示決定をし(甲6、本件不開示決定



2) , その頃, これを原告に通知した。

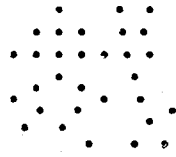
イ 原告は, 5月8日頃, 本件不開示決定2に対して異議申立てをしたが (甲5) , 情報公開審査会は, 被告議会議長の諮問に対し, 7月3日付けで, 本件不開示決定2は妥当であるとの答申を行った (乙7) 。

ウ 議会基本条例制定特別委員会は, 議会の議決によって正式に設置された特別委員会であり, 担当の書記が配置され, 会議の記録が作成, 保有されている。これに対し, 議会基本条例制定特別委員会の作業部会は, 同委員会委員が独自に設けた組織で, 自由な議論や意見交換の場として運営されている (乙7) 。

エ 被告議会における情報公開取扱い要領は, 開示対象となる議会固有の公文書として, 被告議会の議員及び職員が職務上作成し, 又は取得した文書等で, 被告議会が管理している情報は, 情報公開の対象とする旨規定している (乙5) 。

(2) 本件開示請求2は, 議会基本条例制定特別委員会の作業部会記録の開示を求めたものであるところ, 特別委員会は, 地方公共団体の議会が条例で置くことができ, 議会の議決により付議された事件の審査などを行うが (地方自治法109条1項, 4項) , 上記のとおり, 作業部会とは, 特別委員会の委員が独自に設けた組織であって, 地方自治法のほか被告議会に関する条例等にも, 作業部会について定めた規定はもとより, 作業部会内の記録作成を義務付ける規定は存在しない。そうすると, 被告が主張するとおり, 作業部会の記録は作成されておらず, 実施機関である被告議会は, 本件開示請求2に係る文書を保有していないと認められる。

(3) また, 本件条例2条2号及び(1)エの規定によれば, 本件条例に基づく開示対象となる行政文書とは, 実施機関が現に保有している文書等又は情報というべきであって, 原告が主張するように開示請求を受けた実施機関が保有する情報を整理して文書として提供する義務を負うと解することはできない。



(4) 以上によれば、対象文書が不存在であるとしてなされた本件不開示決定2が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

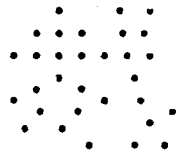
3 争点3（本件一部不開示決定3が違憲、違法か）について

(1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、5月13日、市長に対し、本件条例に基づき、「24年度区長会理事会会議録」等の開示を求めたところ（本件開示請求3）、市長は、5月27日付けで、「24年度区長会議事録」のうち、各回の協議事項について、理事会は原則非公開とされており、議事録については公にしないとの条件で任意に提出された情報を記録したものであるから、本件条例5条2号イに該当するとして一部不開示決定をし（甲9、本件一部不開示決定3）、その頃、これを原告に通知した。

イ 原告は、6月5日頃、本件一部不開示決定3に対して異議申立てをしたが（甲8）、情報公開審査会は、市長の諮問に対し、9月25日付けで、本件一部不開示決定3は妥当であるとの答申を行い（乙8）、被告は、11月5日、原告の異議申立てを棄却した（弁論の全趣旨）。

ウ 区長は、各区において地域の代表者として任意に選ばれた者である。延岡市区長連絡協議会（以下「区長連絡協議会」という。）とは、区長連絡協議会会則（甲74）に基づき、各地区区長が会員となって構成される組織であり、団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、代表の方法、総会の運営等団体としての主要な点が確定しているなど、被告とは独立した団体である。区長連絡協議会理事会は、各地区区長から選出された理事により構成され、区長連絡協議会会長及び地区区長会から付議された事項



並びに理事から提案された事項を審議し、原則非公開で行われ、会議録も公にされていない。

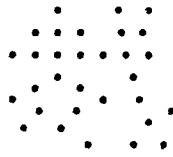
被告経営政策課市民協働係長は、住民の意見を市政に反映させるため、職務として区長連絡協議会理事会に出席し、その会議内容を同経営政策課長に報告することになっている（乙8）。

これに対し、市政連絡員は、被告の行政事務の円滑な運営を図るため、各町区住民の総意に基づいて推薦された者を市長が委嘱して各町区に1名置かれ、市政に関する事務を取り扱う被告の非常勤特別職である（乙30）。

- (2) 本件一部不開示決定3により不開示となったのは、被告職員が出席した平成24年度中に開催された区長連絡協議会理事会に関する報告書のうち理事の発言内容及び当該理事会において配付された資料のうち被告職員が理事の発言内容を書き留めた部分であると認められる（甲10、乙8）。

上記のとおり、区長連絡協議会は、被告から独立した任意の団体であり、その理事会が原則非公開で行われ、会議録も公にされていないことからすると、同理事会に出席する被告職員が事後的に議論内容を明らかにすれば、以後の理事会において率直な意見交換が阻害されることが予測されるため、区長連絡協議会は、理事会に出席する被告職員に対し、内容を公にしないとの条件で出席を許したものと解するのが相当である。そうすると、本件一部不開示決定3の対象部分は、被告の要請を受け、区長連絡協議会から議論内容等を公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として公にしないこととされているものというべきであるから、本件条例5条2号イが規定する不開示情報に当たると認められる。

- (3) 原告は、区長連絡協議会は延岡市市政連絡員によって構成された会であることを前提として、議事録が不開示になることはあり得ない旨主張するが、上記のとおり、区長連絡協議会と延岡市市政連絡員の会は別個の団体である



から、原告の主張は理由がない。

- (4) 以上によれば、本件条例5条2号イの非開示情報に当たるとしてなされた本件一部不開示決定3が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、本件条例に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

4 争点4（本件不開示決定4が違憲、違法か）について

- (1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、5月13日、市長に対し、本件条例に基づき、「25年度区長連協資料（上半期）」「25年度区長連協資料（下半期）」等の開示を求めた（本件開示請求4）。

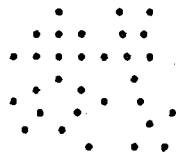
イ 同月24日、平成25年度区長連絡協議会総会が行われた。

ウ 市長は、同月27日午前の決裁に基づき、原告に対し、本件開示請求4に係る文書を保有していないとして不開示決定をし（甲12、本件不開示決定4）、その頃、これを原告に通知した。

エ 被告は、同月27日午後、区長連絡協議会から補助金の申請を受け、平成25年度区長連絡協議会総会議案書を保有するに至った。

オ 原告は、6月5日頃、本件不開示決定4に対して異議申立てをしたが（甲11）、情報公開審査会は、9月25日付けで、市長の諮問に対し、本件不開示決定4は妥当であるとの答申を行い（乙9）、被告は、11月5日、原告の異議申立てを棄却した（弁論の全趣旨）。

カ 区長連絡協議会総会議案書は、同協議会総会終了後、区長連絡協議会が被告に対して補助金申請を行う際の添付資料として被告に提出されるものであり、補助金申請日について期限は定められていない（乙9及び弁論の全趣旨）。



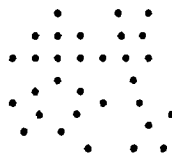
(2) 原告が本件開示請求4により平成25年度区長連絡協議会資料の開示を求めたところ、被告は、本件不開示決定4に係る決裁時、同資料を保有していなかったため不開示決定をしたが、同日、上記決裁後、本件開示請求4に係る文書のうち、区長連絡協議会総会議案書を保有するに至ったものである。

本件不開示決定4に関する決裁がなされた5月27日午前の時点において、被告が本件開示請求4に係る文書を保有していたと認めるに足りる証拠はないから、同文書を保有していないため不存在であるとしてなされた本件不開示決定4に違法はない。

原告は、開示決定等は、開示請求日から起算して15日以内にしなければならない旨規定する本件条例10条1項に基づき、開示請求日から起算して15日以内に存在することが予想される情報が不存在とされることはあってはならない旨主張する。しかし、同条項は、行政文書の開示、不開示の判断を開示請求日から15日以内にしなければならないと定めたものであって、原告主張のように解することはできない。また、そもそも、区長連絡協議会総会議案書は、同協議会総会終了後、区長連絡協議会が被告に対して補助金申請を行う際の添付資料として被告に提出されるものであり、補助金申請日について期限は定められていないから、被告において、区長連絡協議会総会議案書を保有するに至る時期を予測することは困難である。

(3) 原告は、被告が(1)エのとおり、本件不開示決定4の決裁後である5月27日午後、本件開示請求4に係る文書を保有するに至ったことについて、わずかな時間の違いで開示漏れとなった文書については、開示決定を訂正し、追って開示すべきであった旨主張する。しかし、上記のとおり、被告は、本件不開示決定4の時点では本件開示請求4に係る文書を保有しておらず、また、同文書を近々入手することを認識しながら殊更それを伝えずに同決定に及んだものでもないから、同決定が違法性を帯びることはないというべきである。

(4) 以上によれば、対象文書が不存在であるとしてなされた本件不開示決定4



が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

5 争点5（本件不開示決定5が違憲、違法か）について

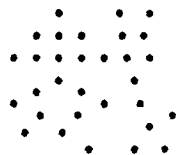
(1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、6月10日、市長に対し、本件条例に基づき、「ホームページ自動更新システム操作手順書」等の開示を求めたところ（本件開示請求5）、市長は、同月24日付けで、「ホームページ自動更新システム操作手順書」には、製造業者固有の技術に関する情報が記載されており、公にすることで、製造業者の権利、利益を害するおそれがあるため、本件条例5条2号アに該当するとして不開示決定をし（甲13、本件不開示決定5）、その頃、これを原告に通知した。

イ ホームページ自動更新システムの製造業者である宮崎県ソフトウェアセンターは、本件訴訟提起後である12月13日付けで、市長からの質問に対し、ホームページ自動更新システムの情報が開示されることによりシステム機能の詳細が判明するため、事業活動に不利である旨回答した（乙25）。

(2) 本件条例5条2号アは、法人その他の団体に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非開示情報と規定している。

本件不開示決定5に係る文書が上記規定に該当するかについてみると、本件不開示決定5の後ではあるが、(1)イのとおり、ホームページ自動更新システムの製造業者である宮崎県ソフトウェアセンターから本件開示請求5に係る文書が開示されれば自社の事業活動に不利である旨の意見書が提出されて



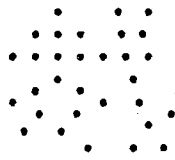
いることなどに照らすと、本件開示請求5に係る文書は、その全体が、本件条例5条2号アが規定する非開示情報に当たると認められる。原告は、被告が対価を支払って使用するシステムに関する文書について、市民に閲覧を妨げる合理的理由は存在しない旨主張するが、被告が対価を支払って使用しているものであっても、製造業者の権利、競争上の地位等を保護するため、非開示とする必要がある情報は存在するのであり、本件条例5条2号アはかかる趣旨に基づいて規定されているというべきである。

(3) なお、原告は、製造業者が開示に反対の意思を表明したことを証する書面は存在しないと主張し、確かに、本件不開示決定5の時点においては、上記のような書面は存在しなかった。しかし、本件条例13条1項は、開示請求に係る行政文書に第三者の情報が記録されているときは、実施機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる旨規定するにとどまり、第三者に対する意見書提出の機会を付与することは任意であって必要的ではないから、本件不開示決定5の時点において、被告が、宮崎県ソフトウェアセンターに意見書提出の機会を与えておらず、製造業者が開示に反対の意思を表明したことを証する書面が存在していなくとも、本件不開示決定5が違法となるものではない。

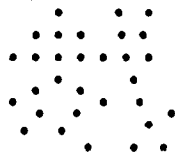
(4) 以上によれば、本件条例5条2号アの非開示情報に当たるとしてなされた本件不開示決定5が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

6 争点6（本件一部不開示決定6が違憲、違法か）について

(1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。



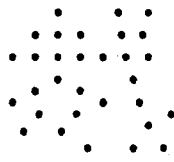
- ア 原告は、4月15日、市長に対し、本件条例に基づき、「住民生活に光を注ぐ交付金」「きめ細かな交付金」に関する一切の資料（事業計画、予算配分、執行評価、国県通信文書等）、きめ細かな・住民生活に光をそそぐ交付金（実績報告）、きめ細かな交付金実績証拠書類（市道）の開示を求めた（本件開示請求6）。
- イ 市長は、同月26日付けで、原告に対し、本件開示請求6に係る文書のうち、実施事業や土地所有者の氏名等は開示すべきものとしたが、他方、土地購入費、買収単価、立竹木移転補償費等については、個人の財産に関するプライバシー事項であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、いずれも本件条例5条1号が定める非開示情報に当たるとして開示しないとし（甲15、本件一部不開示決定6）、その頃、これを原告に通知した。
- ウ 原告は、5月20日頃、本件一部不開示決定6に対して異議申立てをしたが（甲14）、情報公開審査会は、7月31日付けで、市長の諮問に対し、本件一部不開示決定6は妥当であるとの答申を行った（乙10）。
- エ 開示された事業実績調査票は、市道整備事業の名称、実施事業名、事業費、交付金充当額、計上した予算名、事業開始年月日、事業完了年月日を一覧表としてまとめたものであり、同調査票の実施事業欄に個人の氏名が記載されている場合には、事業費及び交付金充当額が非開示とされている（甲57）。
- (2) 本件条例5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示情報とし、他方、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすること



が予定されている情報等については、非開示情報に当たらない旨（同号ア）規定している。

まず、市道整備事業の土地購入費の買収単価及び金額が非開示情報に当たるかについてみると、市道整備事業に係る土地の買収単価は、基本的には固定資産評価額を基に積算され、整備する市道部分に市街化調整区域などの固定資産税の評価額が低くなる区域が含まれる場合には、同じ市道の整備事業でありながら買収額が極端に安価になる場合があるため、近隣地で国や県の整備事業が行われている場合には、当該事業の買収単価を基に積算した単価を採用し、同事業が行われていない場合には、過去の同地域の買収単価を基に算出した単価を採用した上で、具体的な買収単価及び金額は、土地所有者である個人と買主である被告との間の個別的な交渉を経て決定されるものである（乙10）。そして、固定資産課税台帳の登録事項については、本人に関するものに限り交付を受けることができるのであって（地方税法20条の10，地方税法施行令6条の21第1項4号），これによれば，登記等で所有者や面積等が公になっている財産であっても，その評価額は広く公表される性質のものではないというべきである。そうすると，市道整備事情に係る土地の買収単価及び金額は，財産という個人に関する情報であって，公にすることが予定されているものではなく，公にすることにより，個人のプライバシーという権利利益を害するおそれがあるというべきであって，本件条例5条1号の非開示情報に当たる。また，買収地積が開示対象になっていることからすると，買収金額を開示すれば，買収単価が判明するため，買収金額も併せて非開示情報に当たるといえる。

なお，土地開発公社が市の委託により先行取得を行った際の個人からの土地買収価格に関する情報について，個人の所得又は財産に関する情報であって「通常他人に知られたいくないと認められるもの」に当たらないとした判例（最高裁平成15年（行ヒ）第250号同17年7月15日第2小法廷判

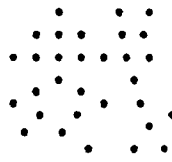


決・裁判集（民事）217号523頁，最高裁平成15年（行ヒ）第295号，平成15年（行ヒ）第296号同17年10月11日第3小法廷判決・裁判集（民事）218号1頁）が存在するが，上記土地買収価格は，公有地の拡大の推進に関する法律7条の適用により公示価格を基準として算定されたものであり，売買の当事者間の自由な交渉の結果が取得価格に反映することは比較的少ないものであるから，土地買収価格の決定過程，方法等を異にする本件は，その射程範囲外にあるというべきである。

次に，立竹木移転補償金額が非開示情報に当たるかについてみると，これも財産という個人に関する情報であるところ，個人がどのような立竹木を有するかについては，一般的には登記等で公示されるものではなく，また，必ずしも外部に明らかになっているものでもないから，立竹木移転補償金額は，個人が通常他人に知られたくないと望むものであり，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるというべきであって，本件条例5条1号が定める非開示情報に当たる。

(3) 原告は，市の支出に関する情報はいかなる理由によっても不開示にはできない，公共用地の取得金額は公金の支出に関わる情報であり，地方自治法242条が違法若しくは不当な公金の支出について住民監査請求ができると規定していることから，市民の監査にさらされなければならない旨主張する。しかし，市の支出に関する情報であっても，一方で個人情報保護を必要とするものであって，本件条例5条1号はこの趣旨から規定されているものといえる。

(4) 以上によれば，本件条例5条1号の非開示情報に当たるとしてなされた本件一部不開示決定6が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し，その他の法規に違反すると認めることはできず，国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく，被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても，被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。



7 争点7（本件不開示決定7が違憲，違法か）について

(1) 前提事実，後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

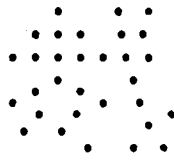
ア 被告は，4月1日，日本電気との間で業務委託契約を締結し，同社に対し，被告の財務会計システム運用業務を委託し，その際，日本電気の承諾なく，契約履行に関し日本電気から開示された同社固有の技術上，販売上その他業務上の情報を第三者に対して開示，漏洩しない旨を約した（乙26）。

イ 原告は，5月8日，市長に対し，本件条例に基づき，「財務関係システム操作マニュアル」の開示を求めたところ（本件開示請求7），市長は，同月13日付けで，本件開示請求7に係る文書には，システム開発業者固有の技術に関する情報が記載されており，公にすることにより，当該開発業者の権利，競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため，本件条例5条2号アに該当するとして，不開示決定をし（甲16，本件不開示決定7），その頃，これを原告に通知した。

ウ 本件開示請求7に係る文書の著作権は，日本電気にある（乙27の1～4）。

(2) 本件条例5条2号アは，法人その他の団体に関する情報で，公にすることにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非開示情報と規定している。

本件不開示決定7に係る文書が上記規定に該当するかについてみると，上記のとおり，被告が日本電気との業務委託契約において，日本電気に対し秘密保持義務を負う旨合意していること，本件開示請求7に係る文書の著作権は日本電気にあることからすれば，本件開示請求7に係る文書には，システム開発業者である日本電気に関する情報で，公にすることにより，同社の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれてい



ると認められる。

原告は、販売されている商品のマニュアルは公開を前提としており、公開を望まない業者は被告と契約する資格はない旨主張するが、独自の見解であり採用できない。

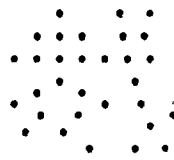
(3) 原告は、製造業者が開示に反対の意思を表明したことを証する書面は存在しないと主張し、確かに、被告は、日本電気に開示に関する意見を求めている。しかし、本件条例13条1項の規定によれば、開示請求の対象文書に第三者に関する情報が記録されている場合であっても、当該第三者に意見書提出の機会を与えることは任意であって必要的ではないから、被告が日本電気に意見を求めておらず、製造業者が開示に反対の意思を表明したことを証する書面が存在しないからといって、本件不開示決定7が違法になるものではない。

(4) 以上によれば、本件条例5条2号アの非開示情報に当たるとしてなされた本件不開示決定7が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、本件条例に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

8 争点8（本件一部不開示決定8が違憲、違法か）について

(1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、9月2日、市長に対し、本件条例に基づき、「宮崎県ソフトウェアセンターから被告に対して送付された全文書、株主総会通知書、株主総会資料等（平成6年から現在まで）」等の開示を求めたところ（本件開示請求8）、市長は、同月13日付けで、本件開示請求8に係る文書には、第三者に関する情報が記録されており、本件条例13条1項に基づきその意見を聴くことを理由として、本件条例10条2項前段に基づき、開示決

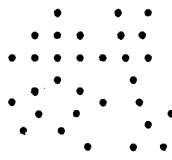


定期限を10月11日まで延長する決定をし(乙32), その頃, これを原告に通知した。

イ 市長は, 同月10日付けで, 本件開示請求8に係る文書のうち, 「大株主の状況のうち民間企業の持株数と議決権比率」「取締役・監査役に支払った報酬等の額の支給額」「当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額の報酬額」は, 通常は公にならないものであり, これらを公にすると, 法人の営業内容の詳細が判明するなどし, 当該法人にとって, 競争上不利になるおそれがあるため本件条例5条2号アに該当するとして, また, 「個人の職業・職歴」「監査役・会計監査人の印影」は個人識別情報に当たり本件条例5条1号に該当するとして, 不開示決定をし(乙31, 本件一部不開示決定8), その頃, これを原告に通知した。

ウ 本件開示請求8により開示された「(株)宮崎県ソフトウェアセンター「第18期定時株主総会」決議ご通知」と題する書面には, 株主総会の出席状況, 定時株主総会の報告及び決議のほか, 決議事項等が記載されており, そのうち, 大株主として記載のある民間企業の持株数及び議決権比率, 取締役・監査役の主な職業, 報酬支給額, 選任取締役の主な職歴等の記載部分が非開示とされている(甲17)。

(2) 本件一部不開示決定8により非開示とされた情報のうち, 宮崎県ソフトウェアセンターに対する民間企業の持株数と議決権比率, 取締役・監査役に支払った報酬等の支給額, 当該事業年度に係る会計監査人の報酬額は, 同センターに関する情報であって, その事柄上, 通常は公にならないから, それらを公にすることにより, 同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり, 本件条例5条2号アの非開示情報に当たると認められる。また, 個人の職業・職歴等の情報は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるから, 本件条例5条1号の非開示情報に当たると認められる。



- (3) 原告は、被告が株主である会社の株主総会資料を市民が閲覧できない理由はないと主張するが、被告が株主であっても、被告市民が株主であることにはならないから、原告主張のように解することはできない。

また、原告は、会社法318条及び商業登記法10条を根拠に、非開示とされた情報は本件条例5条1号アが規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たると主張する。株主総会の株主及び債権者は、株主総会の議事録の閲覧又は謄写を求めることができ（会社法318条1項、4項）、また、何人も、登記事項証明書書の交付を請求することができるが（商業登記法10条1項）、株主総会議事録は登記に記録される事項でないことからすると、株主総会議事録は株主及び債権者以外の者に対して公にされることはないから、株主総会議事録に記載されていることを理由に、本件条例5条1号アに当たるといえることはできない。

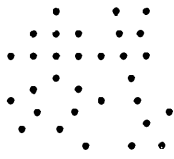
- (4) 以上によれば、本件条例5条1号、同条2号アの非開示情報に当たるとしてなされた本件一部不開示決定8が原告の主張するような憲法上の権利を侵害すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

9 争点9（本件期間延長決定9が違憲、違法か）について

- (1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、7月4日、市長に対し、本件条例に基づき、「被告が株式を保有する会社のリストとその会社の最新株主総会資料、被告の保有株式総数、株式購入金額が分かる資料」等の開示を求めた（本件開示請求9）。

イ 本件開示請求9に係る文書は、被告が保有する「宮崎県ソフトウェアセンター第19期定時株主総会会議案」であるところ、同会議案は、宮崎県



ソフトウェアセンターが株主総会のために作成したもので、同社の経営に関する事項が含まれている（乙39）。

ウ 市長は、7月16日付けで、本件開示請求9に係る文書には、第三者に関する情報が記録されており、本件条例13条1項に基づきその意見を聴くことを理由として、本件条例10条2項前段に基づき開示決定期限を8月16日まで延長する決定をし（甲18、乙39、本件期間延長決定9）、その頃、これを原告に通知した。

- (2) 本件条例は、開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にするとし（本件条例10条1項）、ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限りその期間を延長することができる旨定めている（同条2項）。

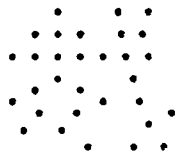
被告は、本件開示請求9に係る文書には、宮崎県ソフトウェアセンターの経営に関する事項が含まれているとして、本件条例13条1項に基づき、同社から意見を聴くため、本件条例10条2項前段に基づき開示決定期間を延長したものである。そうすると、本件期間延長決定9には、本件条例10条2項前段が定める開示決定等の延長を認める正当な理由があることは明らかである。

- (3) 以上によれば、本件条例13条1項に基づき、第三者の意見を聴くためになされた本件期間延長決定9が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、本件条例に反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

10 争点10（本件一部不開示決定10が違憲、違法か）について

- (1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、9月3日、延岡市教育委員会教育長（以下「教育委員会教育長」



という。)に対し、本件条例に基づき、「延岡市立図書館長の給与報酬明細(平成23年度—24年度)」の開示を求めたところ(本件開示請求10)、市長は、同月10日付けで、同文書に記載されている個人の給与の額、給与振込口座などの情報は、特定の個人の情報であり、これを公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるため、本件条例5条1号に該当するとして不開示決定をし(甲19、本件一部不開示決定10)、その頃、これを原告に通知した。

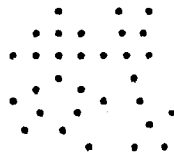
イ 本件一部不開示決定10により開示された図書館長の給与支給明細書では、職員の氏名は開示されているが、給料額や口座番号等は全て不開示とされている(甲20)。

- (2) 本件一部不開示決定10により非開示とされた図書館長個人の給料の額、各種手当額、給与振込口座等の情報は、財産等個人に関する情報であって、その事柄上、通常人に知られたくない情報であるから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるというべきであって、本件条例5条1号の非開示情報に当たると認められる。

原告は、職業安定法5条の3等の規定を根拠に、図書館長の給料は常に同一でなければならず個人情報に該当しない旨主張するが、図書館長を募集する際に賃金等の労働条件を示す必要があるとしても、実際の報酬額は、対象者の経験、能力、成果等に応じて定められ、それが公開されることは予定されていないというべきであるから、原告の主張は採用できない。

- (3) 以上によれば、本件条例5条1号の非開示情報に当たるとしてなされた本件一部不開示決定10が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

11 争点11(本件期間延長決定11が違憲、違法か)、争点12(本件開示



決定12及び本件追加開示決定12が違憲、違法か)について

(1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

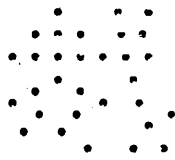
ア 原告は、3月27日、教育委員会教育長に対し、本件条例に基づき、図書館の「平成25年度予算要望に関する資料」「平成25年度予算事業計画書等」等の開示を求めたところ(乙11、本件開示請求11)、教育委員会教育長は、4月10日付けで、本件開示請求11に係る文書には、実施機関内部の検討に関する情報等が記録されており、不開示情報該当性の審査、判断に相当の期間を要することを理由として、本件条例10条2項前段に基づき開示決定期間を5月10日まで延長する決定をし(甲23、乙33、本件期間延長決定11)、その頃、これを原告に通知した。

イ 原告は、4月15日頃、本件期間延長決定11に対し、審査請求を行った(甲22)。

ウ 教育委員会教育長は、事業計画書の開示請求を受けたのが初めてであったことから、関係課所等と協議した上で、4月24日付けで、本件開示請求11に係る文書を全部開示することを決定し(乙34、本件開示決定12)、その頃、これを原告に通知した(甲25)。このとき開示されたのは、図書館の平成25年度事業計画書(兼事務事業評価書)2枚であった(甲73、乙34)。

エ 原告は、5月8日頃、本件開示決定12は、開示請求に係る行政情報に対して過小な量の情報しか開示しない違法な処分であるなどと主張して、審査請求を行った(甲24)。

オ 原告は、開示されたウの事業計画書を閲覧した際、被告職員に対し、予算編成の見積書等の閲覧を求めたところ、教育委員会教育長は、5月8日付けで、本件開示請求11に対し、図書館の平成25年度予算要望に関する資料の一部を追加で開示した(本件追加開示決定12)。原告は、本件



追加開示決定12に基づき開示された文書を閲覧し、その後、審査請求を取り下げた（乙12及び弁論の全趣旨）。

(2) 争点11について

ア 本件条例は、開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にすることとし（本件条例10条1項）、ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限りその期間を延長することができ、この場合には、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない旨規定している（同条2項）。

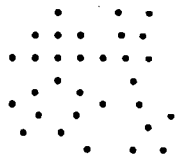
被告は、本件開示請求11に係る文書には、被告において初めて開示請求を受ける事業計画書が含まれており、かつ、関係機関も複数の課にわたるため、実施機関内部で不開示情報該当性の審査、判断をするのに相当の期間を要し、本件条例10条1項が定める期限までに開示決定等を行うことができないと判断し、同条2項前段に基づき、本件期間延長決定11を行い、原告に対し、延長後の期間を5月10日とするもののほか延長の理由を書面で通知している。これによれば、本件期間延長決定11には、延長を認める正当な理由があるといえる。

原告は、不開示情報が全くないことは明白であったと主張するが、上記のとおりであり採用できない。

イ 以上によれば、本件条例10条2項前段に基づきなされた本件期間延長決定11が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、本件条例に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

(3) 争点12について

ア 原告は、本件開示決定12により、平成25年度予算全体の要望に関す



る資料が開示されなかったことは過小開示で違法である旨主張する。

本件開示請求11の際、原告が提出した行政文書開示請求書(乙11)に、開示請求する行政文書として、「図書館の：平成25年度予算要望に関する資料、平成25年度予算事業計画書等」と記載されていることに照らすと、被告職員において、開示対象となる行政文書を図書館の平成25年度事業計画書(兼事務事業評価書)と特定したのがやむを得ないといえるかは疑問の余地があるが、結局、原告は、本件期間延長決定11により延長された期間内に、本件追加開示決定12に基づき、開示を求めた文書を読覧しているのであるから、本件開示決定12及び本件追加開示決定12による違法な権利侵害はないと認められる。

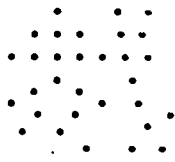
イ 以上によれば、本件開示決定12及び本件追加開示決定12が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

12 争点13 (本件開示決定13が違憲、違法か) について

(1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、3月27日、教育委員会教育長に対し、本件条例に基づき、図書館の「平成24年度予算執行状況(3月末)、同(2月末)、同(1月末)、同(12月末)」等の開示を求めたところ(乙11、本件開示請求13)、教育委員会教育長は、4月10日付けで、本件開示請求13に係る文書を保有していないとして不開示決定をし(甲27)、その頃、これを原告に通知した。

イ 原告は、4月18日、アの不開示決定に対し、審査請求を行った(甲26)。

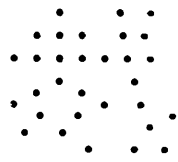


ウ 被告において、イの審査請求について検討がなされ、5月21日、被告職員が原告と面談した結果、被告会計課が保有する平成24年度12月から3月までの「歳出現計内訳表」のうち、図書館費が記載された部分が本件開示請求13の対象文書に該当することが判明し、原告から、同該当文書の開示で足りるとの返答があったことから、教育委員会教育長は、同月24日付けで、本件開示請求13に係る文書の全部開示決定をし（本件開示決定13）、その頃、これを原告に通知した（弁論の全趣旨）。

- (2) 本件条例10条1項は、開示請求に対する決定は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない旨定めているところ、本件開示請求13については、対象文書不存在として不開示決定がされた後、原告からの審査請求及び原告との面談を踏まえて再度検討された結果、開示対象文書が存在するとして本件開示決定13に至っている。本件開示決定13に至るまでの間、本件条例10条2項前段に基づく期間延長決定はなされていないことからすると、本件開示決定13は、本件条例10条1項が定める期間に遅延してなされた決定であると認められる。

ところで、情報公開条例に基づく開示請求を受けた行政機関等の公務員が開示請求に対して判断を誤った場合、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、当該請求を処理するに当たって、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該判断を行ったと認め得るような事情がある場合に限り、当該公務員の行為は、同条項上の違法の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成元年（オ）第930号、同第1093号同5年3月11日第1小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照）。

- (3) これを本件についてみると、被告職員は、当初、原告作成の開示請求書の記載内容から、対象文書の担当課が図書館であると判断し、図書館を所管する教育委員会は本件開示請求13に係る文書を保有していないとして不開示



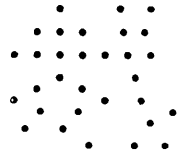
決定をしたが、その後、原告の審査請求を受けるなどして再検討した結果、被告会計課所管の文書中に原告が開示を求める文書が存在することが分かり、本件開示決定13に至っている。原告提出の行政文書開示請求書（乙11）には、開示請求する行政文書として、「図書館の」と記載があるものの、予算執行状況に関する文書の開示を求められているのであるから、被告職員において、対象文書の所管が図書館であると判断したことがやむを得ないといえるかは疑問の余地があるが、被告職員が、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と判断したと認めるに足りる証拠はない。仮に違法性が認められるとしても、原告は、本件開示請求13の開示期間からは1か月余遅れてはいるものの、本件開示決定13により自身が求める情報の開示を受けているのであるから、法的保護に値するほどの権利侵害はなかったと認めることができる。

- (4) 以上によれば、本件開示決定13は、本件条例の定める開示期限を徒過してなされたものではあるが、原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

13 争点14（本件不開示決定14が違憲、違法か）について

- (1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、10月7日、市長に対し、本件条例に基づき、日本赤十字社処理簿等の開示を求めたところ（本件開示請求14）、市長は、同月21日付けで、本件開示請求14に係る文書は、日本赤十字社が保有している文書であり、本件条例2条2号が定める開示請求の対象となる行政文書（被告職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、職員が組織的に用いるものとして被告が保有するもの）に該当しないとして、不開示決定をし



(甲29, 本件不開示決定14), その頃, これを原告に通知した。

イ 被告こども家庭課のファイル基準表には, 「フォルダーテーマ」として, 「25年度日赤文書処理簿」等の記載がある(甲30)。これらは, 日本赤十字社宮崎県支部延岡市地区が保有する文書であり, 被告庁舎内に存在している。

(2) 本件条例2条は, 開示請求の対象となる行政文書は, 実施機関の職員が職務上作成し, 又は取得した文書等であつて, 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして, 当該実施機関が保有しているものであり, 実施機関とは, 市長, 議会, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 農業委員会, 公平委員会及び固定資産評価審査委員会である旨規定している。

本件開示請求14に係る文書は, 物理的には被告庁舎内に存在するとしても, 実施機関ではない日本赤十字社宮崎県支部延岡市地区が保有する文書であり, 被告職員が組織的に用いるものとして保有しているとはいえないから, 開示対象となる行政文書には当たらないというべきである。

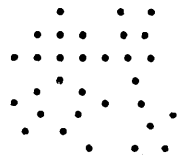
(3) 以上によれば, 対象文書不存在としてなされた本件不開示決定14が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し, 憲法に違反すると認めることはできず, 国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく, 被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても, 被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

14 争点15 (本件不開示決定15が違憲, 違法か) について

(1) 前提事実, 後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 9月24日, 平成25年度9月, 第16回被告議会定例会が閉会した。

イ 原告は, 10月3日, 被告議会議長に対し, 本件条例に基づき, 「平成25年度9月, 第16回延岡市議会(定例会)議事録」の開示を求めたところ(本件開示請求15), 市長は, 10月10日付けで, 本件開示請求



15に係る文書を保有していないとして不開示決定をし（甲31，本件不開示決定15），その際，同文書は12月定例会開会までには保有される予定である旨付記して，その頃，これを原告に通知した。

(2) 本件開示請求15に係る文書は，被告議会定例会の議事録であるところ，議会閉会后，議事録を作成する期限について定めた条例等が存在するとは認められないこと，議事録作成には相応の作業及び時間を要すると推測されること，被告が，原告に対し，本件不開示決定15の際，議事録を保有する時期の見込みを伝えていることからすると，被告議会定例会閉会后の本件開示請求15及び本件不開示決定15の時点で同請求に係る文書は存在していなかったものと認められ，このことが原告の主張するような法律及び条例に違反すると解することもできない。

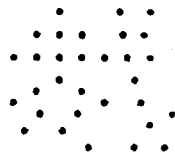
(3) 原告は，地方自治法115条，議会基本条例7条により議事録は常時閲覧可能な状態でなければならない旨主張するが，上記各規定は，地方公共団体である被告の市議会の公開について規定しているに過ぎず，議事録作成について定めているものではないから，原告の主張は採用できない。

(4) 以上によれば，対象文書不存在としてなされた本件不開示決定15が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し，その他の法規に違反すると認めることはできず，国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく，被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても，被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

15 争点16（被告職員が原告に被告議会の議案書の配付等をしなかったことが違憲，違法か）について

(1) 前提事実，証拠（乙40のほか後掲のもの）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア 原告は，2月24日，被告議会事務局に対し，電子メールで，同月26日から開催される第11回被告議会定例会の議案書をホームページで公開



すること、それが不可能であれば電子メールで配付すること、それらが不可能であれば郵送で配付することを求めた（甲1の2、乙41）。

イ 原告は、同月27日、被告議会の本部仁俊議員（以下「本部議員」という。）、同上田美利議員（以下「上田議員」という。）及び被告議会事務局議事係長を務める福島昌宏（以下「福島議事係長」という。）と会い、議案書の予備があると聞き、予備を配付するよう求めたが、これを拒否され、翌28日までに最終回答がなければ提訴する旨述べた。

ウ 被告総務部総務課は、3月8日、原告に対し、被告議会において提出される議案書を被告のホームページ上で公開するよう求める原告の意見について、今後研究していく旨の電子メールを送信した（乙13）。

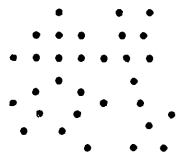
エ 被告議会事務局は、同月11日、原告に対し、被告議会に提出される議案書の予備は、議決後に市長に送付する議決書に使用し、また、議員及び職員に配布したもので破損等があった場合に適時対応できるように準備しているものであることを伝える内容の電子メールを送信した（乙42）。

(2) 原告は、被告議会定例会の議案書を原告に配付等しなかったことは違法である旨主張するが、被告議会に提出される議案について、市民個人への配布等を義務付ける法律や条例の規定は存在せず、その他原告に対し議案書の配付等をしなかったことが違憲、違法であるとは認められない。

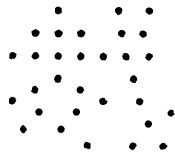
(3) 以上によれば、被告職員が原告に対し議案書の配付等をしなかったことが原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

16 争点17（被告職員による本件補正要求が違憲、違法か）について

(1) 前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。



- ア 原告は、3月17日、被告総務部総務課に対し、行政文書開示請求書を電子メールに添付して送信し、被告総務部総務課において同請求書を印刷し、受付完了次第、連絡をするよう求めた（甲1の4）。
- イ 被告総務部総務課担当者は、同月18日、原告に対し、電子メールで、これまで電子メールでの情報公開請求を受けたことがないため、取扱いについて検討する時間が欲しい旨返信した（甲1の4）。
- ウ 市長は、同月21日付けで、原告に対し、アの行政文書開示請求書の送信について、本件条例4条1項は、開示請求は書面を提出してしなければならないと規定しており、電磁的記録は書面に該当しないため、書面の開示請求書を直接又は郵送にて提出するよう補正を求めた（甲34の1枚目、本件補正要求）。
- エ 原告は、同月26日から28日にかけて、被告に対し、ファックスで行政文書開示請求書を送信したところ、市長は、同月28日及び29日付けで、原告に対し、前同様、書面の開示請求書を直接又は郵送にて提出するよう補正を求めた（甲35、本件補正要求）。
- オ 原告は、4月8日、15日、16日、被告に対し、行政文書開示請求書を電子メールに添付して送信したところ、市長は、同月10日、16日、17日付けで、前同様、書面の開示請求書を直接又は郵送にて提出するよう補正を求めた（甲34の2～7枚目、本件補正要求）。
- (2) 本件条例に基づく情報公開制度は、憲法上の権利から直接に導かれるものではなく、本件条例の制定により創設された制度というべきであるから、具体的な制度や手続のあり方等については、市民の基本的権利を害しない限り、被告の合理的な裁量に委ねられているというべきである。本件条例4条1項は、開示請求は、必要事項を記載した書面を実施機関の長に提出してしなければならない旨を、被告が定める本件条例の逐条解説は、開示請求は、実施機関の長に対する開示請求書の直接提出又は郵便による郵送に限るものとし、



口頭による請求，電話による請求及びファックスによる請求は認められない旨を（乙14）それぞれ規定しているところ，かかる規定は，情報公開請求の内容及び手続を明確にするとともに，被告内部の事務処理等を考慮して設けられた合理的な規定と解することができるというべきである。

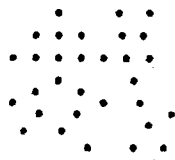
そうすると，電子メール又はファックスによる開示請求書の送信に対し，被告職員が開示請求書に形式上の不備があると認めて書面による開示請求書の直接又は郵送による提出を求めた本件補正要求は，本件条例4条1項，2項に基づいてなされたものといえる。なお，その後原告が書面の提出による開示請求を多数行っていることからすれば，原告において，書面による開示請求書の直接又は郵送による提出を行うことに支障があったとも認められない。

(3) 以上によれば，被告職員が原告に対し，書面での開示請求書の提出を求めた本件補正要求が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し，その他の法規に違反すると認めることはできず，国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく，被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても，被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

17 争点18（被告職員が本件書面を陳情書として処理したことが違憲，違法か），争点19（本件書面の表紙に関する被告職員の対応が違憲，違法か），争点20（被告職員が本件書面の表題を陳情書に変更しなければ受け付けない旨を告知したことが違憲，違法か），争点21（被告職員が本件書面の受理番号を通知しなかったことが違憲，違法か），争点22（被告職員が書面の請願書を持参して提出するよう求めたことが違憲，違法か），争点23（原告提出の本件説明書に関する被告職員の対応が違憲，違法か）について

(1) 前提事実，証拠（乙15，40のほか後掲のもの）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア 原告は，3月4日，被告議会議長に対し，「請願書」と題する書面5通

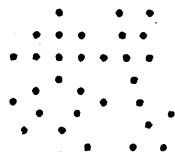


(本件書面)等を電子メールに添付して送信し、併せて受理番号の通知等を求めた。本件書面の表紙に議員の署名又は記名押印はない(甲1の3, 37~42, 乙43)。

イ 福島議事係長は、同日、原告に対し、本件書面は、地方自治法124条が定める議員の紹介という請願書提出の要件をみたしていないこと、請願書としての提出ができない場合でも、使用する文言等を「陳情」に改めれば陳情書として提出することは可能であること、請願書又は陳情書の提出方法として、書面の持参又は郵送いずれも可能であることなどを電子メールで回答した(甲1の3, 乙44)。

ウ 原告は、翌5日、被告議会事務局担当者に対し、地方自治法124条は憲法違反で無効であると考えられること、「請願」と呼ぶか「陳情その他」と呼ぶかは本人が決定することであり第三者に強要されることではなく、陳情に改める必要はないと考えられること、請願書としての受理が第一希望であり、陳情又はこれに類するものとしての受理が第二希望であることなどを内容とする電子メールを送信した(甲1の3, 乙45)。

エ 原告は、同日、被告議会事務局に対し、本件書面及び「陳情書」と表記された書面5枚を持参した。福島議事係長は、本件書面の表紙に議会会議規則134条2項が定める請願を紹介する議員の署名又は記名押印がなかったことから、原告に対し、陳情書として受け付けると説明し、本件書面を受理した。本件書面は、陳情第13号「延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続」の再実施を求める陳情、同第14号「延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情」、同第15号「電子メール応答48時間規則条例の制定を求める陳情」、同第16号「延岡市行政手続条例の改正を求める陳情」、同第17号「意見公募手続条例の制定を求める陳情」として立件され、陳情第13号及び同第14号の2件は、議会基本条例制定特別委員会に、陳情第15号から同第17号の3件は、総務



財政委員会にそれぞれ付託された（乙 29, 35～38）。

被告職員は、本件書面が陳情として取り扱われたことから、「請願書」と表記された本件書面の表紙を取り外し、別途保管することとした（乙 24の1～5）。また、陳情第17号には、本件説明書が添付されていた（乙 29）。

オ 3月14日、第11回被告議会定例会における総務財政委員会において、上記陳情第15号から同第17号に関する審査が行われ、陳情第17号の審査前、被告議会事務局職員吉田誠により、本件説明書が同委員会委員に配布され、被告職員により陳情内容に関する被告の取組の現状等審査の参考事項が説明され、質疑応答がなされた上で、いずれも出席議員に賛成者がなく不採択とされた（乙 18, 29, 35, 36）。

カ 第11回被告議会定例会において、陳情第15号から同第17号が不採択とされた（乙 21, 22, 29, 35, 36）。

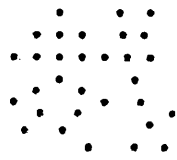
キ 原告は、第11回被告議会定例会が閉会した3月21日以降、議会運営委員会の議事録を閲覧したが、陳情第17号に本件説明書は添付されていなかった。

(2) 争点18について

普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない（地方自治法124条）、また、請願を紹介する被告議会議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない（甲 36, 乙 46。議会会議規則134条2項）。

本件書面は、議員の紹介により提出されておらず、また、その表紙に議員の署名又は記名押印はないのであって、請願書の提出要件をみたしていないことは明らかである。

以上によれば、被告職員が本件書面を本来の請願書として処理せず、陳情書として処理したことが憲法に違反すると認めることはできず、国家賠償法



1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

(3) 争点19について

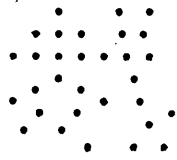
原告は、本件書面の表紙は破棄されたと主張するが、その原本は証拠として提出されている(乙24の1~5)。上記のとおり、本件書面は陳情書として受理され、委員会に付託された際、被告職員によって取り外され、別途保管されていると認められる。本件書面が請願書の要件をみたしていないことは前記のとおりであるから、被告職員の上記対応が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

(4) 争点20について

前記のとおり、本件書面は、本来の請願書としての要件をみたしていないことから、被告職員は、本件書面の表題を陳情書に変更しなければ受け付けない旨を告知したのであって、かかる対応が、自由を奪い、義務のないことを行わせ、原告の主張するような憲法上の権利を侵害すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

(5) 争点21について

本件書面が本来の請願書としての要件をみたしていないことは前記のとおりである上、陳情書として立件されたことを踏まえても、陳情書を受理した被告職員が提出者に対し受理番号を通知する義務を負っていると解することはできないから、受理番号を通知しなかった被告職員の対応が信義則違反で



あると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

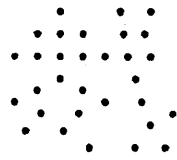
(6) 争点22について

前記のとおり、普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない（地方自治法124条）、また、請願を紹介する被告議会議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない（甲36、乙46。議会会議規則134条2項）ところ、これらの規定に加え、請願又は陳情の重要性及びその手続を明確に行うことが必要であることなどに照らせば、請願書及び陳情書については、書面による提出が求められていると解するのが相当である。そうすると、原告が電子メールで本件書面を提出したのに対し、被告職員が書面での請願書提出を求めたことが原告の主張するように強要罪に当たるとか、IT基本法の趣旨に反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

(7) 争点23について

原告は、被告職員は、本件説明書を破棄した旨主張するが、陳情第17号の審査経過に係る証拠（乙29）によれば、本件説明書は保管されていると認められる。原告が議会運営委員会の議事録を閲覧した際、陳情第17号に本件説明書が添付されていなかったのは、前記のとおり陳情第17号が総務財政委員会において審議されており、議会運営委員会においてはその内容が審査されなかったためであるに過ぎない。

また、原告が提出した本件書面の一部である本件説明書は、刑法155条にいう公文書ではないから、本件説明書が本件書面から分離されて保管されていることが公文書偽造罪に当たるといえることはできない。



以上によれば、本件説明書に関する被告職員の対応が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

18 争点24（陳情第13号、同第14号が被告議会本会議で採決されなかったことなどが違憲、違法か）について

(1) 前提事実、証拠（乙15のほか後掲のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告が3月5日に提出した本件書面は、陳情第13号から同第17号として立件された（乙29、35～38）。

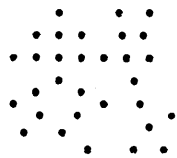
イ 3月6日に開催された議会運営委員会（第20回）において、陳情第13号、同第14号について、その内容が議会基本条例に関するものであるため、議会基本条例制定特別委員会に付託する旨決定された（乙16、47）。

ウ 3月8日に開催された議会基本条例制定特別委員会において、陳情第13号、同第14号が審査され、いずれも不採択とされた（乙17、37、38）。

エ 3月18日に開催された議会基本条例制定特別委員会において、陳情第13号、同第14号について、本会議において配布する審査報告書の内容が審査され、決定された（乙19）。

オ 3月21日に開催された議会運営委員会（第25回）において、陳情第13号、同第14号に関する本会議での処理の方法について、議案第121号が可決されれば改めて本会議に諮らずに不採択されたものとみなす「みなし不採択」によることが決定された（乙20）。

カ 第11回被告議会定例会において、議案第121号が可決されたため、



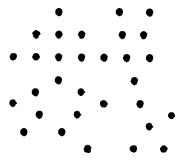
陳情第13号、同第14号については、不採択されたものと決定され、採決は行われなかった（乙21、23、37、38）。

- (2) 普通地方公共団体の議会は、条例で、議会運営委員会を置くことができ、議会運営委員会は、議案、請願等を審査することとされているところ（地方自治法109条1項、4項）、原告提出の陳情第13号、同第14号は、被告の議会運営委員会において、議会基本条例制定特別委員会に付託され、同委員会において審査された上で不採択となり、さらに議会運営委員会において、上記各陳情の本会議での処理について、関連性を有する議案第121号が可決された場合、不採択されたものとみなす「みなし不採択」による処理を行うことが決定され、本会議で議案第121号が可決されたことから不採択とされている。かかる経緯によれば、陳情第13号、同第14号は適切な手続で処理されており、本会議で採決されなかったことが違憲、違法といえないことは明らかである。

また、原告は、議案第121号の採決前に陳情第13号、同第14号に伴う質疑、討論を議員全員に対して求めなかったことが違憲、違法であるとも主張するが、陳情の採決方法等については、被告議会に裁量が認められているというべきであるから、原告主張のように解することはできない。

さらに、原告は、陳情第13号、同第14号が本会議で採決されなかったことは債務不履行であるとも主張するが、被告議会が陳情提出者である原告に対し、債務を負うことの根拠が明らかでなく、何らかの債務を負っていると解することはできない。

- (3) 以上によれば、陳情第13号、同第14号が被告議会本会議で採決されなかったことやその採決方法が原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、憲法その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。



い。

19 争点25 (被告が意見公募に対し原告が寄せた意見についての意見を示さないことが違憲、違法か) について

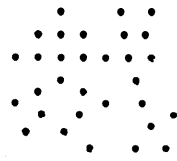
(1) 前提事実、証拠(乙40のほか後掲のもの)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告議会は、1月16日、被告のホームページ上に、「延岡市議会基本条例(案)のパブリックコメント(意見募集)」と題する記事を掲載した。同記事には、被告議会は、議会や議員に関する基本的事項を定めた「延岡市議会基本条例」の制定に向けて取り組んでおり、条例の素案がまとまったため市民からの意見を募集すること、意見募集期間は同月25日から2月12日までとすること、提出された個々の意見の概要とそれに対する被告議会の考え方などについては、募集期間終了後にホームページで一定期間公表するが、個々の意見に対して、直接個別の回答はしないことなどが記載されていた(甲43)。

イ 原告は、2月12日、上記アの意見募集に対し、電子メールで、「延岡市議会基本条例(案)に関する意見書(パブリックコメント)」(本件意見書)を提出した(甲44)。

ウ 原告は、同月27日、議会基本条例特別委員会委員長の上田議員、同副委員長の本部議員及び同委員会の書記を務める福島議事係長と会い、原告が提出した本件意見書を必ず公表するように求めた。

エ 3月8日に開催された議会基本条例制定特別委員会において、原告提出の本件意見書の公表掲載案が示され、公表資料(「延岡市議会基本条例(案)パブリックコメントに寄せられた意見の概要と意見に対する市議会の考え方」)が了承された。公表資料には、延岡市議会基本条例案の関係条項ごとに本件意見書の内容が引用され、末尾に被告議会の一般的な考え方が示されている(乙17)。



オ 被告議会は、同月11日、上記公表資料に基づき、意見公募の結果をホームページ上に公表した（甲56）。

- (2) 原告は、意見公募結果の公表に際して、本件意見書に対する意見が示されていないことは違憲、違法であると主張する。

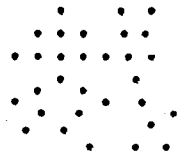
法律や条例等を制定にするに当たり、その影響が及ぶ対象者から事前に広く意見や情報等を求め、提出意見を反映させることでその適正を確保するという意見公募手続の意義、目的等に照らすと、意見公募実施機関は、寄せられた意見全てに対して個別に回答する義務を負うものではなく、結果公表の方法やその内容等については、意見公募実施機関の裁量に委ねられているというべきである。行政手続法42条も、制定機関は、意見公募手続を実施する場合には、提出意見を十分に考慮しなければならない旨規定しているにとどまり、提出意見に対する個別の回答義務を課すものではない。

前記のとおり、被告議会は、意見公募の結果を公表する際、寄せられた意見に対する一般的な考え方を示しており、これが結果公表の裁量の範囲内にあることは明らかである。

また、意見公募実施機関が、意見提出者との間で個別に回答する債務を負うとも解することはできない。現に被告議会も、前記のとおり、意見公募手続を告知するホームページ上において、個々の意見に対して直接個別の回答はしない旨記載しており、原告もこの点認識し得たものである。

- (3) 以上によれば、被告が、本件意見書に対し原告が寄せた意見についての意見を示さないことが原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

20 争点26（被告議会が本件議案書を採決しなかったことが違憲、違法か）
について



(1) 前提事実、証拠（乙40のほか後掲のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、9月10日、被告議会事務局を訪れ、被告議会議長宛に、本件議案書を提出した。同議案書には、憲法16条、議会基本条例5条3項、議会会議規則140条により議案を提出することのほか、議案の件名、議案提案理由等が記載されていた（甲45～50）。

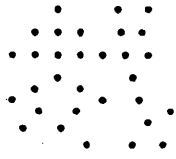
福島議事係長は、本件議案書の内容を確認し、その件名（表題）が「議案書」とされ、文中に「議案を提出する」との記載があったことから、請願書又は陳情書いずれの様式も備えていないと判断し、原告に対し、本件議案書は請願書として処理するのは難しいこと、議会で審査する際、陳情であることを明確にするため、件名や表現を修正するよう求めたが、原告は、請願として持参したと主張してこれに応じず、本件議案書に受領印を押すことなどを求めた。福島議事係長は、原告の求めに応じ、本件議案書に受領印を押して受領した（甲45～50）。

イ 同月13日に開催された議会運営委員会において、本件議案書の取扱いが協議され、同議案書が前記アのとおり記載内容であり、請願としての要件をみたしていないこと、原告が陳情であることを明確にするための件名や表現の修正に応じず、請願として持参した旨述べていることから、陳情にも該当しないと判断され、本件議案書については、受理後、議会運営委員会で配布することが決定された。

ウ 同月24日、第16回被告議会が閉会したが、本件議案書の採決は行われなかった。

エ 被告議会議長及び上田議員は、同日、原告に対し、本件議案書を議会運営委員会で協議し、同委員会委員に各写しを配布した旨を書面で通知した（乙48）。

(2) 本件議案書は、件名が「議案書」とされ、文中にも議案を提出する旨の記



載があるところ、地方公共団体の議会に議案を提出する権限があるのは、普通地方公共団体の長（地方自治法149条1号）、議会の議員（同法112条1項）及び議会の委員会（同法109条6項）のみであって、原告に議案提出権限はないから、本件議案書を議案と扱うことはできない。

また、原告は、本件議案書を請願として提出した旨主張していたところ、普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない（地方自治法124条）、請願を紹介する被告議会議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない（乙46、議会会議規則134条2項）のであって、本件議案書は請願書の要件をみたしていない。

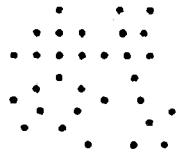
さらに、仮に本件議案書を陳情と解したとしても、陳情は事実上の行為であるから、被告議会において、採決するなどの処理を行わなければならない義務はない。被告議会と原告との間に債権債務関係があるとも認められない。

(3) 以上によれば、被告議会が本件議案書を採決しなかったことが原告の主張するような憲法上の権利を侵害し、その他の法規に違反すると認めることはできず、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく、被告の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被告の原告に対する違法行為があるとはいえない。

21 原告がその他縷々主張する点は、いずれも独自の見解であり、採用できない。

22 よって、争点27（損害）について判断するまでもなく、原告の本件請求はいずれも理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

宮崎地方裁判所延岡支部



裁判長裁判官

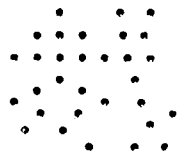
塚 原 聡

裁判官

百 瀬 梓

裁判官

長 峰 志 織



別紙 1

延岡市情報公開条例

(目的)

第1条

この条例は、行政文書の開示を請求する市民の権利について定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって延岡市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条

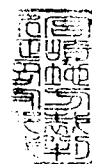
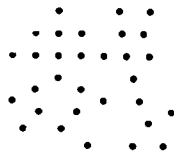
この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる市の施設において閲覧に供されているもの
 - イ 市の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(開示請求権)

第3条

次の各号に掲げる者は、この条例の定めるところにより、実施機関の長に対し、



当該実施機関の保有する行政文書（第5号に掲げる者にあつては、利害関係を有する事務事業に係る行政文書に限る。）の開示を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
- (4) 市内に存する学校に在学する個人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

（開示請求の手続）

第4条

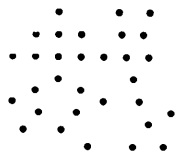
- 1 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関の長に提出してしなければならない。
 - (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- 2 実施機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第5条

実施機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であ



って、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

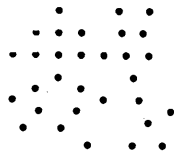
エ 当該個人が実施機関が行う交際の相手方である場合における当該交際に係る市の支出に関する情報（公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。）

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）

に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に



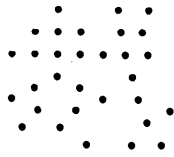
照らして合理的であると認められるもの

- (3) 法令の規定により、開示することができないと認められる情報
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 国の機関、他の地方公共団体及び実施機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 国の機関、他の地方公共団体又は実施機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、他の地方公共団体又は実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国、他の地方公共団体又は実施機関が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第6条

実施機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている



場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条

実施機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第8条

開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

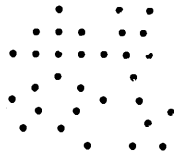
第9条

- 1 実施機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第10条

- 1 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日か



ら起算して15日以内にしなければならない。ただし、第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第11条

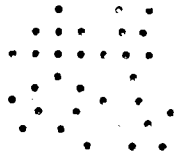
開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関の長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条

- 1 開示請求に係る行政文書に国、他の地方公共団体、他の実施機関及び開示請求者以外の者（以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関の長は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者



が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に相当の期間を置かなければならない。この場合において、実施機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第17条及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

以上

情報公開請求				行政による処分				
請求日	実施機関の長	対象文書	開示請求略称	決定日	実施機関の長	対象文書	決定内容	決定略称
4月15日	延岡市 議会議員	「平成24年度分：全議案に関する議決結果の賛否一覧表を作成するための資料、議決の際に、どの議員が賛成し、どの議員が反対したかがわかる資料」	本件開示請求1	4月25日	延岡市 議会議員	「平成24年度分：全議案に関する議決結果の賛否一覧表を作成するための資料、議決の際に、どの議員が賛成し、どの議員が反対したかがわかる資料」	不開示決定 (不存在)	本件不開示決定1
4月11日	延岡市 議会議員	議会基本条例制定特別委員会内、作業部会記録	本件開示請求2	4月25日	延岡市 議会議員	議会基本条例制定特別委員会内、作業部会記録	不開示決定 (不存在)	本件不開示決定2
5月13日	延岡市長	「24年度区長会理事会会議録」等	本件開示請求3	5月27日	延岡市長	「24年度区長会理事会会議録」等	一部不開示決定 (本件条例5条2号イ該当)	本件一部 不開示決定 3
5月13日	延岡市長	「25年度区長連協資料(上半期)」 「25年度区長連協資料(下半期)」等	本件開示請求4	5月27日	延岡市長	「25年度区長連協資料(上半期)」 「25年度区長連協資料(下半期)」等	不開示決定 (不存在)	本件不開示決定4
6月10日	延岡市長	「ホームページ自動更新システム操作手順書」等	本件開示請求5	6月24日	延岡市長	「ホームページ自動更新システム操作手順書」等	不開示決定 (本件条例5条2号ア該当)	本件不開示決定5
4月15日	延岡市長	「住民生活に光を注ぐ交付金」 「きめ細かな交付金」に関する一切の資料 (事業計画、予算配分、執行評価、国県通信文書等) きめ細かな・住民生活に光をそそぐ交付金 (実績報告) きめ細かな交付金実績証拠書類(市道)	本件開示請求6	4月26日	延岡市長	「住民生活に光を注ぐ交付金」 「きめ細かな交付金」に関する一切の資料 (事業計画、予算配分、執行評価、国県通信文書等) きめ細かな・住民生活に光をそそぐ交付金 (実績報告) きめ細かな交付金実績証拠書類(市道)	一部不開示決定 (本件条例5条1号該当)	本件一部 不開示決定 6
5月8日	延岡市長	「財務関係システム操作マニュアル」	本件開示請求7	5月13日	延岡市長	「財務関係システム操作マニュアル」	不開示決定 (本件条例5条2号ア該当)	本件不開示決定7
9月2日	延岡市長	「宮崎県ソフトウェアセンターから被告に対して送付された全文書、株主総会通知書、株主総会資料等(平成6年から現在まで)」等	本件開示請求8	10月10日	延岡市長	「宮崎県ソフトウェアセンターから被告に対して送付された全文書、株主総会通知書、株主総会資料等(平成6年から現在まで)」等	一部不開示決定 (本件条例5条2号ア、1号該当)	本件一部 不開示決定 8

情報公開請求				行政による処分				
請求日	実施機関の長	対象文書	開示請求略称	決定日	実施機関	対象文書	決定内容	決定略称
7月4日	延岡市長	「被告が株式を保有する会社のリストとその会社の最新株主総会資料, 被告の保有株式総数, 株式購入金額が分かる資料」等	本件開示請求9	7月16日	延岡市長	「被告が株式を保有する会社のリストとその会社の最新株主総会資料, 被告の保有株式総数, 株式購入金額が分かる資料」等	決定期間の延長 (本件条例10条2項)	本件期間延長決定9
9月3日	延岡市教育委員会教育長	「延岡市立図書館長の給与報酬明細(平成23年度—24年度)」	本件開示請求10	9月10日	延岡市長	「延岡市立図書館長の給与報酬明細(平成23年度—24年度)」	一部不開示決定 (本件条例5条1号該当)	本件一部不開示決定10
3月27日	延岡市教育委員会教育長	図書館の「平成25年度予算要望に関する資料」「平成25年度予算事業計画書」等	本件開示請求11	4月10日	延岡市教育委員会教育長	図書館の「平成25年度予算要望に関する資料」「平成25年度予算事業計画書」等	決定期間の延長 (本件条例10条2項)	本件期間延長決定11
				4月24日	延岡市教育委員会教育長	図書館の平成25年度事業計画書(兼事務事業評価書)2枚	全部開示決定	本件開示決定12
				5月8日	延岡市教育委員会教育長	図書館の平成25年度予算要望に関する資料	一部開示決定	本件追加開示決定12
3月27日	延岡市教育委員会教育長	図書館の「平成24年度予算執行状況(3月末), 同(2月末), 同(1月末), 同(12月末)」等	本件開示請求13	4月10日	延岡市教育委員会教育長	図書館の「平成24年度予算執行状況(3月末), 同(2月末), 同(1月末), 同(12月末)」等	不開示決定 (不存在)	
				5月24日	延岡市教育委員会教育長	図書館の「平成24年度予算執行状況(3月末), 同(2月末), 同(1月末), 同(12月末)」等	全部開示決定	本件開示決定13
				10月7日	延岡市長	日本赤十字社処理簿等	本件開示請求14	10月21日
10月3日	延岡市議会議員	「平成25年度9月, 第16回被告議会(定例会)議事録」	本件開示請求15	10月10日	延岡市議会議員	「平成25年度9月, 第16回被告議会(定例会)議事録」	不開示決定 (不存在)	本件不開示決定15



これは正本である。

平成27年5月20日

宮崎地方裁判所延岡支部

裁判所書記官 廣 中

久



事件番号 平成25年(ワ)第137号
表現の自由及び参政権侵害事件
原告 岩崎 信
被告 延岡市

返 還 書

平成27年5月20日

原告 岩崎信 様

〒882-8585
宮崎県延岡市東本小路121
宮崎地方裁判所延岡支部民事合議係
裁判所書記官 廣 中
電話0982-32-3324
FAX 0982-33-8206



頭書の事件において予納を受けた郵便切手について、2480円分を返還します